

様

副 区 長
山 内 隆 夫
小 西 將 雄

令和 2 年度予算の執行について（依命通達）

新型コロナウイルスの急速な感染拡大により、欧米をはじめ全世界に甚大な影響が及び、世界経済に深刻な事態が生じている。

国内においても感染者数は拡大しており、特に都内における感染拡大のペースが速まっているだけでなく、感染経路が分からない患者が増えており、まさに感染爆発するか否かの重大局面に差し掛かっている。

政府においては、感染拡大防止措置と合わせ、臨時休校等に伴い生じた損失の補償や、経済的な影響を受けた事業者等への支援として、4,500 億円規模の財政措置や、1.6 兆円の金融措置など様々な対策を進めており、4 月以降には、雇用維持と景気回復に向けた 50 兆円規模の更なる緊急経済対策が検討されているが、国内経済の急激な悪化は避けられない状況となっている。

区財政においては、かつてリーマンショックの際には、単年度で 100 億円規模の一般財源の減収が 4 年間にわたって生じ、計 400 億円以上の減収となったが、今回は、これを上回る規模の減収が生じることを想定せざるを得ない。加えて、法人住民税の一部国税化、ふるさと納税など税制改正による減収も拡大し続けている。一方、歳出面では、少子高齢化による社会保障経費の増加、老朽施設の更新、区特有の課題である都市インフラの整備など膨大な財政需要に対応していく必要があり、財政運営はこれまで以上に、一層厳しさを増していくことが確実である。

このような厳しい状況においても、区民生活の安全安心を守るとともに、将来にわたって持続可能な財政運営を確保しなければならない。令和 2 年度予算の執行に当たっては、地域経済に与える影響にも配慮し、次の点を基本に取り組むこととする。

- 1 区民の生命、財産の保全、安全安心に直結する事業については最優先に執行すること。合わせて、区内経済の活性化に資する事業については着実に執行すること。
- 2 上記以外で、これから契約等に着手するものについては、原則として全ての事務事業について総点検し、経費の縮減を工夫すること。可能なものについては、中止または翌年度以降への延期も検討すること。
- 3 第 2 次ビジョンや公共施設等総合管理計画等に基づき、複数年度にわたって進めている事業については、別途行う調査に基づき、スケジュールの延期等について再検討すること。
- 4 年度途中の一般財源の大幅な減が想定されることを踏まえ、事業実施に伴う特定財源の確保に努めること。

各部等においては、以上の基本方針を踏まえ、区財政を取り巻く厳しい状況を職員一人ひとりに周知徹底するとともに、下記事項に留意の上、最小の経費で最大の効果を上げるよう、予算の執行に万全を期せられたい。この旨、命により通達する。

記

1 歳出について

- (1) 議会の決算・予算特別委員会等における意見・要望事項や、監査指摘事項等に十分留意すること。
- (2) 他の組織、他の事業と関連する事業については、事前に関係部局と連携を図り、十分に調整を行ったうえで、効果的・効率的に執行すること。
- (3) 時間外勤務手当については、10%の配当保留を行う。予算額10%減を前提に、ワークライフバランスに留意し、業務の効率化を図り、縮減に努めること。
また、需用費、公有財産購入費等についても、一定額以上のものについては配当保留を行う。詳細については別途通知を確認すること。
- (4) 施設の維持管理については建物・設備の点検を徹底し、適切な保全に努めること。
また、光熱水費は定期的に使用状況を確認しながら、節減に努めること。
- (5) 投資的経費に係る事業については、同種、同規模施設の整備実績等を踏まえ、構想・設計の段階から、コスト縮減に向けた工夫を検討すること。
- (6) 補助金については、公益上の必要性や事業効果などについて不断に見直すとともに事務の適正化の徹底を図ること。なお、今年度は全庁的に補助金の見直しを実施する予定である。

2 歳入について

- (1) 歳入欠陥を生じないよう収入の確保に万全を期し、積極的に増収に努めること。
収入が予算額に達しない場合はその範囲内で支出額の調整を図るなど、他の財源に影響を及ぼさないよう留意すること。
- (2) 区税・保険料収入は、賦課対象の的確な把握と収納率の向上および滞納の早期処理に努めること。負担の公正性の原則から区民に不公平感、不信感を与えることのないよう配慮すること。
- (3) 国、都支出金は、補助制度の積極的活用を図る観点から情報収集に努めること。
制度の改廃状況に十分留意しつつ、需要に応じた補助金の確保に努めること。
制度新設・変更があった場合には、関係各部課への情報提供を適切に行うこと。
- (4) 有料広告などこれまでの取組に加え、未利用区有地の活用、寄付制度の拡充など、所管自らの創意工夫のもと、自主財源の拡充に積極的に取り組むこと。

3 予算流用について

予算流用(事業間流用を含む)については、予算編成および議会審議の経過を踏まえ、真にやむを得ない場合以外は厳にこれを慎むこと。

4 協議事項等

予算事務規則に定める企画部長協議事項のほか、財政運営上影響を及ぼすと思われる事案については、事前に財政課へ協議すること。契約差金等の使用にかかる事案についても同様とする。